



# 東京都教育相談センターだより

東京都教育相談センター Vol16  
東京都目黒区目黒 1-1-14  
電話 03-5434-1984  
ファクシミリ 03-3493-2293

いじめ特集  
第2号

## いじめに立ち向かう！

前号では、いじめを見落とさないための視点について取り上げました。今回は、実際にいじめの状況が疑われる場合について、学校や学級としてどのような指導体制を築いていくことが重要であるかお知らせします。

～いじめではないかと思われる状況の指導体制～



### 1 訴えや情報に適切に対応する。

いじめは、様々な人たちからの訴えや情報があって発見されることが多いものです。校長や副校長、主幹を中心としてすべての教職員が連携し、自校の生徒を見ていくという共通理解を図ることが必要です。

また、保護者や地域からの情報については、どのような場合にも真摯に受け止めます。そして、情報を受け取った教師が一人で抱え込まず、校長・副校長へ迅速に報告するとともに、学年や生活指導部等での組織的な対応の仕方や、今後の指導の方向性を緊急に協議することが大切です。

### 2 校長を中心とした指導体制を確立して適切に対応する。

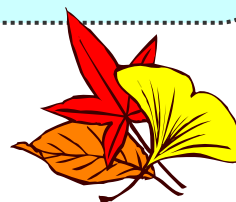
校長は、報告を受けたならば、直ちに調査を開始するように教職員に指示します。学年、生活指導部、教育相談担当等の組織的な対応による事実の把握、今後の対応方針、指導にかかわる学年や教職員の役割分担等を明確にします。状況によっては「いじめ対策特別委員会」のような校内組織を設置するなどして、緊急に解決するための手だてを示します。

また、生徒の学校への不適応感を解消するため、担任や学年の教員による面接等、相談の機会を設定します。さらに、保護者に対しては、いじめ問題にかかわる学校の指導方針の丁寧な説明を行い、家庭の理解と協力を得るように努めます。

### 3 教職員間の緊密な連携を図る。

指導体制確立のためのポイント

いじめが起きたときの具体的な取組みの仕方、役割、方針等を明示しておく。情報交換を密にして、学年の生徒に対する共通理解をもつ。他学年等には、取組み内容を報告し、連携・協力を求める。全教職員、保護者、地域から情報が得られるように具体的に働きかける。勝手な解釈や評価、批評はしない。



## 4 学校としていじめの問題の解決に当たる。

同じ学校のすべての教職員は、すべての学年の生徒に対して指導の責任をもつという意識が必要です。学校内から「他学年の先生」「他学年の生徒」という意識をなくし、学校全体で組織的に問題に取り組むように協力体制を整えることが必要です。

## 5 いじめの周囲にいる子どもに当事者意識をもたせる。

いじめは「周囲にいる者」の態度が深く関係します。「周囲にいる者」は、いじめている側と同様な心理をもったり、または容認という形でいじめに加担したりすることもあります。いじめを見て見ぬふりをする者にも当事者意識をもたせ、学級全体としていじめ問題の解決を図ります。

しかし、状況によっては、学級全体の問題とすることが適当でない場合もあります。担任は、校長・副校長・主幹等と相談しながら、学級全体の問題とするか的確に見極めることが必要です。

学級全体の問題とすることが不適当な場合

本人の秘密にしたい事情が明かされ、孤立が深まるおそれのある場合  
学級の信頼関係が不十分で、本人への排斥がひどくなりそうな場合  
本人や保護者が担任や学校に不信感を抱いている場合



## 6 学級全体の問題とする場合の取り上げ方。

いじめの状況を正確に把握し、学級集団の自浄能力を見極めて学級全体の問題とするか否か判断します。

いじめられている側の立場を最優先し、いじめられている子どもの立場が、一層深刻化しないようにします。

見て見ぬふりをする側の気持ちを受け止め、自分とのかかわりでできることなどを話し合い、意識の変化を促します。

## 7 学級全体の問題とするときの留意事項。

担任一人の独断を排し、校長・副校長や他の教員の助言を受けるようにします。

いじめられている側だけではなく、いじめている側の人権にも配慮をします。

担任の姿勢によって左右されることが多いので、毅然とした担任の意志を示します。

生徒同士が納得いくまで考え、十分に話し合う、問題解決の場を確保します。

取組みについて誤って伝えられることがないよう、保護者の理解を得ます。

「いじめの心理と構造をふまえた解決の方策」東京都立教育研究所 H10,2 より抜粋

いじめではないかという状況が見られたとき、校長・副校長にすぐに報告し、全校で取り組む体制を緊急に構築する必要があります。いじめる側、いじめられる側、それぞれ問題を抱えている場合が多く、慎重に状況を把握しながら、適切に判断し、指導することが必要です。

いじめは許さないという学校の毅然とした姿勢を示すとともに、迅速、丁寧に対応をすることにより、生徒も保護者も安心して学校生活を送ることができます。